

社会福祉法人道志福祉会 ふたば保育園 旅費規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、就業規則第 31 条の規定により、職員が業務により出張する場合の旅費の支給に関する事項について定めることを目的とする。
- (旅費の区分)
- 第2条 旅費の区分は、次の各号に掲げたものとする。
- (1) 市内出張旅費
- (2) 市外県内出張旅費
- (3) 県外出張旅費
- (旅費の種類)
- 第3条 旅費の種類は、次の各号に掲げたものとする。
- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費
- (職員格付)
- 第4条 旅費の支給に当っては、職員の等級を次の格付に掲げたとおりとする。
- (1) 一等級 ―――園長
- (2) 二等級 ―――主任保育士、保育士、事務員、雇用人
- (3) 三等級 ―――その他の職員
- (旅費の支給)
- 第5条 職員が出張するにあたり、当該職員に対して、旅費を支給する。
- 2 旅費は、原則として出張する前日までに支給するものとする。ただし、第2条第1項第1号の市内旅費については1ヵ月分の合計額を翌月末日までに支給する。
- 3 出張参加する研修会及び会議等の主催者が旅費の一部もしくは全額を負担する場合は、その差額を支給する。
- (交通費)
- 第6条 出張にあたっては次のとおり交通費を支給する。
- 交 通 費：バス代、鉄道運賃、航空料金、船賃等により計算した金額。
- 2 交通費の計算にあたり、利用する交通機関及び交通経路に就いては業務遂行上合理的に判断したうえで、原則として最短距離・最小費用によって計算することとする。ただし、災害その他特別な事情によりやむを得ないときは、実際の経路により計算する。
- 3 徒歩及び園車で参加する出張については、原則として交通費は支給しない。
- (日当)
- 第7条 日当（含む食事代&雑費）は、出張の初日から最終日まで、暦日による出張日数に応じて次のとおり支給する。

旅 費 基 準 額 一 覧 表

区分	日 当			
	宮崎市内		県内（宮崎市外）	県 外
	1 日	半 日		
一等級	1, 000 円	500 円	2, 000 円	2, 000 円
二等級	1, 000 円	500 円	2, 000 円	2, 000 円
三等級	5, 000 円	5, 000 円	5, 000 円	5, 000 円

- 2 出張のとき、当施設にて昼食を摂る場合（含む園支給の昼食の場合）は、原則として日当は支給しない。園から2km未満の外出のとき旅費は支給しない。
- 3 理事会・評議員会・監事監査・評議員選任解任委員会・苦情解決第三者委員会及びその他同

等の会議の場合、当規程に伴い旅費交通費を支給する。（第三等級）
(宿泊費)

- 第8条 出張に当って宿泊を要する場合は、宿泊費（含む食事代&雑費）を支給する。
- 1～3 等級 県内 10, 000 円/1 泊 県外 12, 000 円/1 泊
- 内訳は 宿泊代 9, 000 円（県内 7, 000 円） 朝食代 1, 000 円 夕食代 1, 500 円 雑費 500 円 と推定する。
- ただし、宿泊費合計を超過する場合は、事前申請し承認された場合その実費を支給する、事後に領収書を添付して報告しなければならない。
- 2 前条の規定にかかわらず、出張参加する研修会・会議等の主催者があらかじめ指定もしくは用意したる場合は、その実費を支給する または園が直接支払う。
- 3 宿泊費の支給に当り、出張参加する研修会及び会議等の開催地またスケジュールによっては、当該研修会及び会議等の開会直前もしくは閉会直後の宿泊についても支給の対象とする。

第9条 園は 交通費、宿泊費支給にかえて現物（バックなど）を支給することができる。
(マイカー出張)

第10条 マイカーによる出張は原則として認めない。
ただし携行品、積載物品、保育用具などの搬送の理由がある場合は事前許可制にて、これを認める場合がある。

2、マイカーによる出張の交通費は、原則として領収書による実費精算とする。
点検整備、部品代、洗車料金、カー用品、修繕費等は領収書があっても支給しない。
ガソリン、軽油代の計算は 燃費 7k m/Lとし、実勢単価価格（例 高速道路価格）を乗じて得られる金額を支給する。
(出張中の超過勤務手当)

第11条 出張中の勤務は事業場外労働であるので労働時間の把握が困難なため、通常の勤務時間（例、7.5時間/日）を勤務したとみなして 超過勤務計算は行わない。
(海外出張旅費)

第12条 海外出張旅費については その金額が20万円を超える場合は支給限度を20万円とする。
2、予算上問題がなければ、都度理事会において別途支給限度を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
平成 26 年 4 月 1 日一部改訂した。
平成 29 年 4 月 1 日一部改定した。
令和 4 年 4 月 1 日一部改定した。